

NBS 119



制度	内容	品目
1 検定制度	消防用機械器具等について一定の性能を有する事を担保するもので、12の器具等が該当します。検定品でないものは設置、販売、陳列をすることはできません。	消火器、消火器用消火薬剤、泡消火薬剤、感知器又は発信機、住宅用防災警報器、閉鎖型スプリンクラーヘッド、流水検知装置、一斉開放弁、金属製避難はしご、緩降機
2 自己認証制度	当該機械器具等が総務省令で定める技術上の規格に適合している場合は、業者自らの責任において、チェックし表示します。	動力消防ポンプ、消防用ホース、消防用吸管、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具、エアゾール式簡易消火具、漏電火災警報器
3 品質評価	①②④⑤以外の機器で、依頼に応じて評価を行うもの。日本消防検定協会で行います。	消火器加圧用ガス容器、蓄圧式消火器の指示圧力計、2号消火栓、補助散水栓、音響装置、住宅用スプリンクラー設備、予備電源等
4 認定制度	①②③⑤以外の機器が、告示基準に適合するかを登録認定機関で認定し、証票を貼付します。	消火栓開閉弁、非常放送設備、蓄電池設備、誘導灯、救助袋、加圧送水装置等、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備
5 性能評定制度	告示基準が定められていないものの品質の評定を行い、令第32条の適用判断資料とするもので、(一財)日本消防設備安全センター等が行っています。	管継手、可とう管継手、てんぷら油消火用簡易消火装置、内線電話機を利用する非常用構内通信機等
6 総務大臣の認定制度	①～⑤に代えて、法第17条第3項の特殊消防用設備等を設置しようとする場合に、日本消防検定協会又は、登録検定機関が行った性能評定を受けたものにつき、総務大臣自らが行う認証行為です。	予想しない特殊な技術による消防防災システム、技術基準が定められていない高度な消防防災システム等

